

はぐくみ

第53号

R7.5.30
発行

発行／上越地区保護司会

会長 梅澤 俊
編集／庄 耕 部 介

編集／広報部会
上越地区保護

上越地区保護司会事務局

上越市福祉交
TEL025-522-4603

TEL025-522-4693

—
—
—
—



月下に咲くしだれの華



春宵、城を染めて

摄影 江口 修一

上越地区保護司会の皆様には、日頃から更生保護活動にご尽力いただき、ありがとうございます。本年4月に仙台から転任して参りました。

ますが、この地の豊かな風土に心を動かされながら、日々の業務に取り組んでいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、法務省主唱で行う「社会を明るくする運動」も、本年で75回目を迎えるました。この運動は、戦後間もない1949年7月、戦災孤児や浮浪児に溢れた銀座の状況を目の当たりにした商店街の方達が、犯罪予防と、銀座の地の文化的向上のために自発的に開催した「銀座フェア」が発祥とされています。毎年7月を運動の強調月間としていることも、ここに由来があります以来、犯罪や非行のない地域活動を築くための運動として、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会等に支えられて、地域ごとに特色のある活動が展開されてきました。

社会を明るくする運動の地域での様々な実践例を大別すると、①地域住民の方々に再犯防止推進の意義や必要性等を理解してもらう広報啓発活動、②青少年の健全育成の観点から、青少年が参加でくる地域活動の機会や場所づくりの活動、③更生保護ボランティア

社会を明るくする運動について

新潟保護観察所所長
綿引久一郎

を中心に自治会やPTA等の地域住民の方々の協力を得る住民参加の促進を図る活動に分けることができます。

活動は様々ですが、その基底に流れているのは「自分たちの住む地域をよ

り良いものどしたい」という強い思いではないでしょうか。

上越地区においては、街頭広報活動や関係機関懇談会の開催、新たに「ゆかた祭り」等のイベント参加を計画す

るなど、大変活発に活動を展開していただいております。これら地域への思いに支えられた活動が安全安心な地域社会の推進に果たしている役割は非常に大きなものです。

更生保護への理解が進み、一孤立や孤独^{ソロウ}を防げれば、安心に暮らせる地域^{ジイケイ}に近づきます。また、地域での良い体験や、様々な体験のできる場があることは、人が健全に育成するためにとっても大切なことです。

社会を明るくする運動は、こうした働きかけを通して、「その地に暮らす人たちが、自分の住む地域を大切な場所と思えるようにする」という、地域愛を育む役割も担っていると感じています。

社会を明るくする運動の地域社会への多様な貢献を、しつかりと未来へ繋いでいきたいと考えています。

上越地区保護司会 令和7年度総会開催

4/9(水)

桜花爛漫の4月9日(水)から、上越地区保護司会総会を開催しました。各団体の代表12人の皆様にご出席をいただき、保護司49人が参加しました。司会進行は事務局保護司坂亮一さん。物故者への黙祷のあと、梅澤俊行会長の開会のあいさつ。続いて永年勤続者9人に表彰状の贈呈を行いました。

その後、西田幸雄(東部分区)さんを議長に選出し総会議事に入りました。

議事第1号から第6号まで上程され、全議案が全会一致で承認されました。

議事のあと、新任保護司の紹介、渡邊長芳副会長から資料説明がありました。その中で保護司確保の話もあり、来年度5人の退任者があり、特に大潟区・中郷区・板倉区の保護司を重点的に確保したいとの報告がありました。

最後に渡邊副会長の閉会のあいさつで総会が無事終了しました。

桜花爛漫の4月9日(水)から、上越地区保護司会総会を開催しました。各団体の代表12人の皆様にご出席をいただき、保護司49人が参加しました。司会進行は事務局保護司坂亮一さん。物故者への黙祷のあと、梅澤俊行会長の開会のあいさつ。続いて永年勤続者9人に表彰状の贈呈を行いました。



総会全景

開会のあいさつ
梅澤俊行会長新会場の
ミズエ雪小町来賓祝辞
上越市長(代)来賓祝辞
上越警察署長(代)来賓祝辞
綿引久一郎
新潟保護観察所長永年勤続 20年表彰
池田静代さん永年勤続 35年表彰
梅澤俊行さん

ご来賓の皆様

閉会のあいさつ
渡邊長芳副会長永年勤続 20年表彰
渡部宜子さん

◆
5年表彰
滋野
竹内
飯田
小山
和人

◆
10年表彰
石黒
常田
渡部
池田
梅澤
高田分区
直江津分区
中部分区
中部分区

◆
20年表彰
英龍
正和
宜子
静代
俊行
高田分区
直江津分区
中部分区
中部分区

◆
35年表彰
高田分区
直江津分区
中部分区
中部分区

(敬称略)

令和7年度
永年勤続表彰者

講話 上越駐在官
小川美菜子様

総会終了後、小川美菜子上越駐在官より講話をいただきました。

6月からの制度改正、新潟保護観察所における重点事項の説明。報告書はデジタル化へ、刑務所での面接はTV面接となり、上越でも出来る様になつたこと。

「入つて変わる、変われる」と最近のケース紹介など中身の濃いお話でした。

退任保護司

退任にあたつて



東部分区
田中 良盛

この3月31日に保護司を退任させていただきました。約14年間にわたりて保護司を拝命し、さまざまな経験を積み、思い出をつくることができ誠にありがたかったと思つております。

人間はみんな弱い一面を持つておる、時に社会規範にそむくこともあります。しかし、何より大切なのは、その失敗から立ち直ることだと保護司をつとめながら痛感いたしました。東部地区には、大きな困難な事例はありませんでしたので、何とか任務をまつとうすることができ、今はホツとした気持ちでおります。

令和4年からは、妻が体調をくずし、保護司の仕事をすることができず、多くの方々に多大なご迷惑をかけてしましました。この場をかりて深くおわび申し上げます。

東部部分区で、いろいろな所へ研修にまいりましたが、それらが今、なつかしい思い出となつております。



(広報部会)

退任保護司

直江津分区 竹内 明美さん

令和2年に保護司に就任され、保護司会では研修部会員として、保護司の人格識見の向上のために活動していただきました。よろしくお願いします。

退任にあたり、いろいろな思いがあり、脳裏にうかんでまいりますが、保護司であつた14年間に得たものを、今後の私の人生に生かしていくことができれば、誠に幸せだと思っております。

最後に、保護司のつとめを、まがりなりにも終えることができたのも多くの方々のおかげであると、心より感謝申し上げる次第でございます。誠にありがとうございました。

昨年度は、上越市青少年健全育成センターワークとして、社会を明るくする運動や作文コンテスト、街頭指導活動等で、上越地区保護司会の皆さんと共に活動を行つてまいりました。この度、青少年健全育成に関わる日々の業務に加え、個人としても、更生保護活動に携わさせていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

近年、市内の青少年の犯罪件数や補導数が減少しており、青少年健全育成の成果が表れているといえます。しかし、ネットを介した新たな犯罪被害や問題行動は拡大しており、青少年の規範意識やモラルの低下が危惧されています。また、生きづらさを抱える青少年も増えており、その要因が多様化していることを実感しています。

誰もが生きやすい社会、誰もが受け入れられる社会、いつでもやり直しができる社会、みんながつながる社会を目指し、決意を新たに保護司としてできることに取り組んでいく所存です。

新任保護司

新任保護司として



高田分区
石田 浩久

新任保護司

新任にあたり



中部分区
上野 幸宏

本年4月1日付けで保護司をさせていただきましたこととなりました。責務は大きく、その取り組みを担うには如何に自分自身が寛容であり、対象の方に寄り添い続けられるかが重要であると思っています。自分としては、歳を重ねた今でも未熟な所があり、正直非常に荷が重すぎると感じていました。

新任研修を受講させていただき、地元地域が明るく安全で安心に暮らせる場所にできるよう、そして過ちを犯してしまった方が後戻りすることができないように、皆様と一緒に良い地域づくりをしていく、その一助が保護司の役割なのだと理解しました。

一人で気負わず、保護司の知識を習得し、その上で親身に寄り添えるように努め、皆様と協力して活動していければ良いのだと考えるようになりました。

何卒ご指導の程よろしくお願ひいたします。

第75回 社会を明るくする運動



“社会を明るくする運動”強調月間及び再犯防止月間の7月を中心に、上越地区保護司会では

- (1)街頭宣伝活動
- (2)小中学校を訪問し、啓発活動や児童生徒対象の作文コンテスト応募をお願いする活動
- (3)地元ケーブルテレビでの広報活動
- (4)青少年健全育成研究会の開催を予定しています。

活動へのご参加とご協力をよろしくお願いします。

**毎年7月は社会を明るくする運動の
強調月間です**

第75回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民の皆様が、犯罪・非行の防止と立ち直りの支援についての理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まって以来、多くの方々の御賛同・御協力を得て、今年で75回目を迎えました。

犯罪や非行の背景には、望まない孤独や社会の中での“生きづらさ”が存在していることが少なくありません。また、過去の過ちから立ち直ろうとする人々には、十分な時間と地域の中での居場所が必要です。悩める方々に寄り添い、互いに相手を受け容れることが、安全で安心な明るい社会の実現につながります。

こうした観点から、私たちが暮らす地域では、保護司や協力雇用主を始めとする「更生保護ボランティア」の皆様が、社会復帰を目指す人々を身近で支え、その再出発を助けています。政府においても、再犯防止のための就労支援、保護司等との連携強化、町ぐるみの防犯活動の促進などに取り組んでいます。

この運動を通じて、より多くの国民の皆様に、立ち直り支援の活動を知っていただき、協力の輪が広がっていくことを期待いたします。併せて、「人は変われる」と信じ、それを待つことの大切さについても、御理解をいただければ幸いです。「幸福の黄色い羽根」のもと、多様な背景を持つ人々が、理解し合い、支え合うことによって、犯罪や非行のない明るい地域社会が実現するよう取り組んでまいりますので、国民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

内閣総理大臣

石破茂

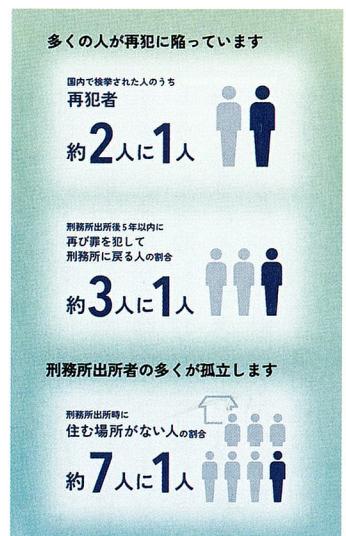
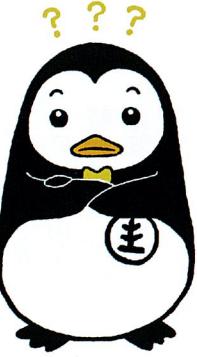


“社会を明るくする運動” 作文コンテスト

運動に対する理解を深めてもらうことを目的として、小中学生のみなさんから、毎年作文を募集しています。

日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことをもとに、犯罪や非行などについて考えたり感じたりしたこと作文にして応募してください。

更生保護ってなんだろう? 社会を明るくする運動って なんだろう?



出典：法務省ウェブサイト
<https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/syamei/about/index.html>

再犯者 だという現状です。

誰もが願う、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を実現するためには、再犯を防ぐことが重要です。

《保護司の活動》

保護司は、犯罪や非行をした人に寄り添い、立ち直りを支援することで犯罪の再発を防いでいます。

『保護司の活動』

再犯者 だという現状です。

地域における社会内処遇

更生保護女性会
犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体です

保護観察官
専門的知識に基づき指導や支援を行い、立ち直りを支える国家公務員です

更生保護施設など
一定期間、宿泊施設を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設です

協力雇用主
雇用を通じて、自立や協力する民間の事業主

保護司
主な職務は、

- ・保護観察を受け行い指導・助言します
- ・刑務所などに入先の生活環境を
- ・犯罪予防活動を

などがあり、現在全人が活動している

BBS会
少年たちと一緒に楽しむ青年ボランティア団体です

更生保護協会
更生保護の活動に関する助成や啓発などを行う民間団体

更生保護とは

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解や協力を得てその人が自立し改善更生することを助け、新たな被害者を生まない安全安心な地域社会を作る活動です。

社会を明るくする 運動は

更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会をめざす運動です。犯罪や非行をした人の立ち直り支援と、犯罪予防活動を大きな柱としています。

高田地区更生保護女性会による活動

4月5日、観桜会で賑わう高田城址公園で更生保護女性会のパンフレット（全国版と新潟県版）を配りました。ピンクのジャンパーを着て「高田地区更生保護女性会です。よろしくお願ひします」と、パンフレットを手渡すと「ご苦労様です」と手に取つて読んでくださる方、「結構です」と通り過ぎる方など様々。しかし、家族揃つて笑顔でお花見を楽しむ姿には幸せがあふれています。

当会では、会の趣旨を理解していただこうと観桜会や二七の市、福祉フェスタ会場などでパンフレットやチラシを配つています。またイベント会場では来場者の家族やお子さんたちと折り紙やエコフラー作りを行つたりしています。一緒に物作りを楽しみながら言葉を交わします。出来上がった作品を「ワー、きれい。上手にできた」と、大事そうに持ち帰つていく笑顔を見ると嬉しくなります。

対象者や保護司会、更生保護協力団体の方々と共にクリーン活動や笹団子やちまき作りを行つています。クリスマスには手紙を添えて手作りのプレゼントを対象者に贈ります。新潟川岸寮や新潟少年学院にも僅かですが寄付活動を行つています。誰にとっても安全安心で明るく住みやすい社会になればよいと願つて活動を続けています。

中西さんからのひと言
「ちよつとでも地域のためになる
かな、と思ってやっています！」
〈同行取材 広報部高橋〉

も放置しないことは、犯罪の抑止につながると言われています。街路樹や路面、公共トイレ内の異常に目を配つたり、コンビニエンスストアに立ち寄つて店員さんと情報交換をしたりします。10年ほどこの活動をされている班長の来海さんによると、昔よりもごみが減り、指導が必要な青年の行動も少なくなってきた、とのことです。

このような地道なパトロールの力が大きいと感じました。声をかけられた青少年のみなさんは、素直なさいさつが返つてきました。



(高田地区更生保護女性会)

Q&A 舟山先生にお聞きしました 薬物乱用と依存症について

新潟県立看護大学 精神看護学 講師 船山 健二

- ① 若者の違法薬物や処方薬・市販薬の乱用について、どんな薬物が広まっていますか。

わが国における若者の薬物乱用に関して、違法薬物では大麻が広まっています¹⁾。また、2015年をピークに検挙数が減少していた危険ドラッグが、2022年に検挙人員279人と増加に転じ、2023年には424人とさらに増加しています²⁾。処方薬では、抗不安薬・睡眠薬として処方される、ベンゾジアゼピン系薬剤や抗うつ作用等を期待し処方されSSRIと呼ばれる向精神薬、解熱鎮痛薬などが乱用される傾向にあります。市販薬では、いわゆる咳止めや総合感冒薬等の乱用が知られています³⁾。

10代の薬物依存患者が乱用している主な薬物は、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所による2022年の調査結果から、①市販薬:65.2%、②大麻:10.9%、③危険ドラッグ:6.5%、④覚醒剤4.3%、⑤その他:13.1%と示されています⁴⁾。

- ② 若者の薬物乱用のきっかけは、どのようなもので
しょうか。

使用する薬物によって得られる薬理作用が異なることから、一括りにきっかけを語ることはできません。つらい気持ちから逃れたいという思いから使用する人がいます。また、自らは積極的に薬物乱用を欲していないが、その場の友人との雰囲気や関係性を壊したくない思いから薬物乱用を行う人もいます。また、大麻を初めて使用した経緯では、20歳未満では79.1%が「誘われて」使用しており、使用動機は「好奇心・興味本位」が20歳未満では57.9%を占めています²⁾。次ぐ動機には、「その場の雰囲気」21.2%が挙げられており、そ

- ⑥ 過去に薬物使用歴のある人との面接で、現在使用していないことを見極める方法はありますか。

覚醒剤の場合を例示します。薬物使用者は、何(覚醒剤)を、どのタイミングで(週末の夜に)、どのように(何で粉末を溶解し、その水溶液を静脈内注射)、どのくらい使用(覚醒剤使用量: ○gという単位ではなく、使用する覚醒剤の純度を見極めて使用しています)すると、どうなるか(快感が得られ、週明けには通常生活に戻られる)ということを体験的に学習しています。そのことを誰よりも自分自身が一番よく知っています。ですから、今、まさに乱用真っ最中でない限り、覚醒剤使用未経験者である人が、見極める(見抜く)ことは困難だと思います。就業している人が急に欠勤するなどの生活の乱れや、給料日前にお金の前借を申し出るなどの状況。言動に猜疑心がみられたり、会話中に揚げ足をとったり、攻撃的な発言がみられるなどは、経験的に覚醒剤使用を疑う手がかりと言えます。

- ③ 薬物乱用しやすい人の特徴はありますか。

筆者がこの質問に対し、一番わかりやすく、しつくりとくる説明は、埼玉県立精神医療センターの成瀬暢也先生が示している、「依存症患者に共通した特徴」⁵⁾だと思いますので紹介します。

①自己評価が低く自分に自信をもてない、②人を信じられない、③本音を言えない、④見捨てられる不安が強い、⑤孤独でさみしい、⑥自分を大目にできない、＊自分は親からさえ受け入れられていない、他人から受け入れられる価値がないと誤解している。

- ④ 一度の乱用でも依存が常態化しますか。

乱用とは、薬物を社会的許容から逸脱した目的や方法で自己使用することを言い、依存とは、乱用の繰り返しの結果、やめようと思ってもやめられない状態のことを表す言葉です⁶⁾。一度の乱用が、直ちに依存の常態化と結びつくものではありません。

- ⑤ 保護司の面接時など、薬物の課題を抱える人と接する時の配慮事項はありますか。

薬物依存症者だから、何か特別な接し方ということを意識したことはありません。保護観察対象者と保護司という関係性を考えるうえで、説諭・説得・説教を回避することは、薬物依存症者に限らず人と人との関係性として大切だと思います。保護観察対象の薬物依存症者を人として尊重し、自分が知らない相手の世界について、対話を通じ、相手の世界を教えてもらうというスタンスで接するとよいと思います。特別な配慮事項としては、覚醒剤使用歴のある方は、覚醒剤をペットボトルに入ったミネラルウォーターで溶解し、使用していたことが多いので、面談の際にミネラルウォーターのペットボトルを対象者の視覚に入らないようにしてください。ミネラルウォーターのペットボトルは、覚醒剤を想起させるアイテムであることが多く、誘因を除去する意味での配慮事項です。誘因は、何もペットボトル入りのミネラルウォーターだけではありません。覚醒剤の使用場所がコンビニのトイレであった場合は、コンビニという場所が誘因となることもあります。

- ⑦ 薬物依存の後遺症は、使用しなくなった後も何年も続くものですか。

文字通り後遺症ですので、乱用をやめて治療を行っても長期にわたり残る症状です。私自身も看護師として、刑務所や精神科病院において、覚醒剤後遺症により幻覚・妄想を呈する方、大麻の後遺症による無気力・無関心状態、アルコール依存症の方で、アルコール多飲により、ビタミンB1欠乏が生じ、ウェルニッケ脳症を発症し、その後遺症として発症するコルサコフ症候群と言われる認知症の方などをみてきました。

- ⑧ 薬物に限らず、依存症を防ぐためにできることは何ですか。

依存しているという捉え方ではなく、依存せざるを得ない背景(対象者が抱えている課題)を対象者に教えてもらい、一緒に課題解決を目指し、伴走することが大切です。防ぐという意味では、困りごとを依存により紛らわすのではなく、相談により対処できることが必要と考えます。具体的には、援助希求のスキルを高める教育を行い、依存(addiction：アディクション)ではなく、人と人のつながり(connection：コネクション)を大切にしていくこと。そして、実際どのように薬物などが近づいてくるのか実態を知り、近づいてきたときに実効性ある対処行動が行えるように、薬物は「ダメ絶対」という恐怖感を植え付けるだけの恐

お聞きしておりますが、新型コロナウイルスの影響で中断を余儀なくされ、5年ぶりの実施となりました。

学院では、犯罪や非行に走った少年たちに、適切な教育を施し、再犯や再非行を防ぐとともに、一日も早く自立更生で生きるよう、宿泊・食事の提供・生活指導・職業指導・就労支援などに取り組んでいます。「常に少年と共に」これは、学院の初代院長が提唱した院是で、この精神は現在も職員に引き継がれており、昼夜を問わず指導に尽力されています。

こうした指導の甲斐もあり、犯罪を起こした少年たちも、施設を退所する時は自らの行いを振り返り、生活態度もガラリと変わり逞しい姿で社会に復帰していくというお話を伺い、大変感銘を受けました。

少年たちの多くは、親元に戻るそうですが、それは地域に戻ることに他なりません。地域を牽引する立場にある私たち町内会長は、どのように少年たちを迎えるべきか、深く考えさせられました。



怖教育に依らない、予防教育が重要といえます。

- ⑨ 依存症者支援に関するトピックスをお願いします。

来る8月30日(土)・31日(日)新潟市にある新潟青陵大学を会場として、日本アディクション看護学会第23回学術集会が開催されます。新潟県内で依存症治療に取り組む医師、医療スタッフの講演やシンポジウム等が行われ、全国から参加者が集う貴重な機会です。ご興味ご関心をお持ちの方は、看護職に限らずお申込みいただけます。会場でみな様とお会いできることを楽しみにしています。

文献】

- 法務省法務総合研究所 (2025) 第4編各種犯罪の動向と各種犯罪者の処遇第2章薬物犯罪第1節犯罪の動向. 令和6年版犯罪白書. 昭和情報プロセス株式会社. pp182-186.
 - 警察庁組織犯罪対策部 (2024) 令和5年における組織犯罪の情勢確定値版. pp38-55.
<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/kikakubunseki/r5jousei20240408.pdf> [2025.3.25 閲覧]
 - 厚生労働省 (2023) 第2回医薬品の販売制度に関する検討会資料「濫用等のおそれのある医薬品について」.
<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001062520.pdf> [2025.3.25 閲覧]
 - 松本俊彦 (2022) 全国的精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査.
https://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/report/pdf/J_NMHS_2022.pdf [2025.3.25 閲覧]
 - 成瀬暢也 (2019) 依存症患者の背景にあるもの. ハームリダクションアプローチやめさせようとしない依存症治療の実践. p26. 表1 依存症患者に共通した特徴. 中外医学社.
 - 和田清 (2009) 亂用・依存・中毒とは. 依存性薬物と乱用・依存・中毒ー時代の狭間を見つめてー. pp1-15. 初版第3刷. 星和書店.

新潟少年学院を訪問して 町内会長連絡協議会との連携事業

上越市町内会長連絡協議会

七

四

シリーズ
私の趣味
24

柿崎地区更生保護女性会

東部分

趣味とは言えませんが柿崎更女のことを書きたいと思います。

私が更女に入会したのは、義母が



月に2回の小学校でのあいさつ運動

私が更女に入会したのは、義母が更女の会長だったからです。31年前は更生保護婦人会でした。「こうせい」と聞いて「厚生」と思っていた私は保健衛生のことかなあと考えていましたが、「更女」とわかり今までこのような言葉自身を知らずに生きてきました。各種研修や会合に参加するたびに自分ることは後回しにして相手の気持ちを尊重し、地域を犯罪の無い明るい社会にするという、すばらしい理念を持つ会なんだなあ

と思いました。そして私の保護司への道へとつながつていきました。
柿崎更女の活動として、柿崎区内には3小学校があり、月に2回朝のあいさつ運動をしています。私は都合により参加をしていませんが、参加している人が子どもたちのさわやかな声を聞くと元気がもらえると言っています。

6月21日に募金活動をし、その収益で、会員費につけています。

益で小学校に
雑巾、新潟少
年学院に折り
紙を、県就労
者支援事業者
機構、新潟川
岸寮には支援
金を寄付して
います。

A black and white photograph showing two individuals wearing white hard hats and dark vests. They are bending over on a sidewalk, each holding a large white plastic bag. They appear to be picking up trash or debris from the curb. In the background, there are houses and trees under a clear sky.



春秋2回の区内のゴミ拾い活動

拘 禁 刑

- ・刑事施設に拘置
 - ・改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる

ポイント

- ◆受刑者の必要性に応じた作業
 - ◆作業と指導の柔軟な組み合わせ
 - ◆受刑生活への動機付けの強化

徵役

- ・刑事施設に拘置
 - ・所定の作業を行わせる

禁錮

- ### ・刑事施設に拘置

拘禁刑が創設されました

令和7年6月1日施行の刑法改正で、従来の刑罰である懲役と禁錮を廃止し、新たに「拘禁刑」が創設されました。拘禁刑は「刑事施設に拘置し、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」というものです。

刑事施設内での作業や指導・教育が受刑者の更生に与える影響を最大化し、再犯防止につなげることを目的としています。

拘禁刑により、個々の受刑者の特性に合わせて、必要な作業や指導をより柔軟に行うことができるようになりました。受刑者の自主的な作業への取り組み意欲を喚起し、出所後の社会生活に適応する力の育成が期待されます。

一般的な団体広報紙は、活動内容や人事、日程等を所属会員に提供するのみの内向きな紙面になりがちです。しかし、外部の方が手に取り、興味を持つて読んでいただくには、読み手に有益な情報が不可欠になるでしょう。

今回の53号広報紙は全国の保護司や関連団体が取組む「社会を明るくする運動」の活動趣旨や活動状況、看護大学船山先生の「薬物依存症に対するQ & A」、拘禁刑の創設など外向きで役立つ記事に多くの紙面を割いたつもりです。

少し専門的な面はありますか是非7年度総会や人事などの保護司活動も併せてご一読いただき、保護司へのご理解とご協力を願いいたします。

編集後記